

平成29年度第11回天童市教育委員会について（報告）

日 時 平成30年3月22日（木）午前9時15分～9時50分
場 所 教育委員会 第一会議室
出席委員 相澤一彦教育長、井上正信委員、大貫紀代子委員、
本田孝之委員、村山晴香委員
欠席委員 なし
出席者 佐藤雅教育次長兼教育総務課長、江川久美子学校教育課長、
武田文敏生涯学習課長、萩生田伸悟学校給食センター所長
事務局（教育総務課職員）

議 事

- 議第26号 平成29年度天童市教育委員会小中学校優秀児童・生徒の褒賞について（追加）
- 議第27号 天童市教育委員会事務局及び教育機関等の組織規則の一部改正について
- 議第28号 天童市小中学校管理規則の一部改正について
- 議第29号 天童市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
- 議第30号 天童市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
- 議第31号 天童市立高原の里交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
- 議第32号 天童市学校評議員の委嘱について
- 議第33号 教職員の懲戒処分内申について

<教育長あいさつ>

教職員の異動内示について無事に終えることができ感謝申し上げます。内示の時に、新しい体制を良い学校づくりに、良い子供たちを育てていく方向に進めていただきたいと、教職員に話しをしたところです。年度初めには、この度新しく管理職になった方々と面談することを始めていきたい考えです。学校の課題や天童市の教育への理解を得ながら、より良い学校づくりに向かってほしいと思います。

次に、この後行われる総合教育会議でもお話ししますが、平成30年度天童市学校教育についての中で、教育を貫く態度「創造」について、その構造的な部分をお話しします。

1点目は、新たな方法、領域の「創造」です。英語やICTを使った教育など、新たに取り組みなければならないことをしっかり取り組むということです。

2点目は、郷土を担う人づくりの「創造」です。郷土を知ることについても少し関わるべきだとの考えです。また、関わるシステムづくりも、関わる時

間の余裕も必要と考えています。さらに、働く視点から考えると、地元に戻って来ようとした場合に、どんな企業があるのかなど、郷土をもっと知る、知らせる必要があると考えています、

3点目は、向上を保証する授業の「創造」です。天童の子供たちは授業が楽しいと言っている。しかし解ったのか、解らないのか、がわからない点があり、そのことに対する先生方の甘えは無かったのだろうかと考えます。学力として定着させるために、もう一步踏み込んでいいのではないかと考えています。

次の「総合教育会議」でお話しするのは、①一人ひとりを大切にする教育。②学びに向かう力を育む教育(学力向上の保障)。③郷土を担う人づくりの教育。の3つです。②については先程の3点目の話で、③については先程の2点目の話の内容です。①については、本市が得意とする特別支援教育を再確認したい考えです。このことは忘れてはならないものであり、続けていきたいものです。

むすびに、教育を考えた時に、「やればできる」「自分は100点は取れないけれど、それに向かって頑張る力がある」等、希望のともし火をともし続けるものなのだと思います。今年度1年間ありがとうございました。また、来年度もよろしく願いいたします。

< 議 事 >

議第26号 平成29年度天童市教育委員会小中学校優秀児童・生徒の褒賞について(追加)

<可決する>

審議経過

質疑なし

< 議 事 >

議第27号 天童市教育委員会事務局及び教育機関等の組織規則の一部改正について

<可決する>

審議経過

質疑なし

< 議 事 >

議第28号 天童市小中学校管理規則の一部改正について

<可決する>

審議経過

質疑なし

< 議 事 >

議第 29 号 天童市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正
について

< 可決する >

審議経過

質疑なし

< 議 事 >

議第 30 号 天童市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則の
一部改正について

< 可決する >

審議経過

質疑なし

< 議 事 >

議第 31 号 天童市立高原の里交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則
の一部改正について

< 可決する >

審議経過

質疑なし

< 議 事 >

議第 32 号 天童市学校評議員の委嘱について

< 可決する >

審議経過

質疑なし

< 議 事 >

議第 33 号 教職員の懲戒処分内申について

< 可決する >

審議経過

- 本田委員 : 交通事故診断書で加療7日間とあるが、今後治療日数が増えた場合は、処分の内容も変わることになりますか。
- 学校教育課長 : 処分は点数制で行い、交通違反の点数と、相手方のけがの程度による点数と合わせて処分が決まることになります。

教育長 : 議事は以上です。委員の皆様から何かありませんか。無いようですので議事を終了します。

< 報 告 >

- ・ 第5回市議会定例会（3月）における一般質問の質疑内容について
(生涯学習課)

教育長 : 他には無いようですので、第11回教育委員会会議を終了します。